群馬東部水道企業団水道工事標準仕様書改正等に関する委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬東部水道企業団(以下「企業団」という。)における、水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準について、関係法令の改正及び社会情勢、技術動向等による改正に対応し、水道工事における高度な品質と効率的な施工の確保を目的に、水道工事標準仕様書改正等に関する委員会(以下、「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 水道工事標準仕様書の改正に関すること。
 - (2) 給水装置施工基準の改正に関すること。
- 2 水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準に改正があった場合は、必要な手続きを経て 関係者へ周知等を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 2 委員長は、本所担当次長をもって充て、副委員長は、支所担当次長及び水道技術管理者 をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は、太田本所3名、館林支所、みどり支所からそれぞれ選出した2名及び第6条に 規定する各作業部会長2名をもって充てる。

(任期)

- 第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員が会議に参加できないときは、各所属から代理を出席させることができる。ただし、 委員長及び副委員長の代理は認めない。
- 3 委員長は、委員会に必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に 出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議で決定した事項は、速やかに企業長又は局長に報告する。

(部会)

第6条 委員会は、専門的な分野の検討及び他事例等の調査研究のため、水道工事標準仕様

書改正作業部会と給水装置施工基準改正作業部会(以下「各部会」という。)を設置する。

- 2 各部会は、それぞれ部会長、副部会長及び部会員で構成する。
- 3 部会長は、企業団職員より選出された者を充て、副部会長は、株式会社群馬東部水道サービス(次項において「GTSS」という。)より選出された者を充てる。
- 4 部会員は、太田本所、館林支所及びみどり支所から、それぞれ選出した若干名並びに GTSS より選出した若干名をもって充てる。
- 5 各部会において調査、研究した事項は、部会長をもって委員会に報告する。
- 6 部会長は、各部会に必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、工務課が担当する。委員会日程調整及び会議録作成等を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。ただし、関係法令の改正及び国、県、その他公的機関等の基準の改正により、工事内容に実質的な変更を伴わない仕様書の改正を行うとき、又は委員長が軽微な変更により必要がないと認めるときは、この限りでない。

附則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。